選挙運動用自動車の運転に関する雇用契約書

　雇用者　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

　被雇用者　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）との間に

選挙運動用自動車の運転に関する雇用について、次のとおり契約を締結するもの

とする。

第１条　雇用期間は、令和 　 年 　 月 　 日から令和 　 年 　 月 　 日まで

　の 　 日間とする。

第２条　雇用期間における賃金は１日　　　　　　　　　円とする。

第３条　この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙協議して定めるもの　　　とする。

　　　令和 　 年 　 月 　 日

　　　　　　　　　　　　甲 雇用者

　　　　　　　　　　　　 住　所

　　　　　　　　　　　　 氏　名

　　　　　　　　　　　　乙　被雇用者

　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　氏　名